

(農林水産委員会)

漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律

の一部を改正する法律案(閣法第二六号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、水産資源の増大等を図るため、適切な地方負担の下に国が沖合海域の漁場整備を行うことができるようにするとともに、漁港施設の機能の高度化を図るため、構造改革特別区域法に規定されている特定漁港施設に関する特例措置(漁港特区制度)を全国において実施するための規定の整備を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、漁港漁場整備法の一部改正

1 漁港整備に関する国と地方の役割分担の明確化

国が実施する漁港整備は、第三種漁港及び第四種漁港に係る事業に限ることとする。

2 国が実施する漁場整備事業の創設

イ 国は、我が国の排他的経済水域において、漁獲可能量等が定められている水産動植物であつて、保護及び増養殖のための措置を緊急に講ずる必要があるものを対象とする漁場整備事業を実施すること

ができることとする。

ロ 農林水産大臣は、漁場整備事業に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めようとするときは、関係広域漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととする。

ハ 国が特定漁港漁場整備事業のうち漁場整備事業を実施する場合には、国は、その費用の一部を当該事業により著しく利益を受ける都道府県の同意を得て、これに負担させることができることとする。

3 漁港特区制度の全国展開

国又は地方公共団体は、行政財産である特定漁港施設（漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設等）を、漁港管理者の認定を受けた民間事業者に貸し付けることができることとする。

二、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正

国の負担割合が嵩上げされる開発指定事業の対象に「漁場」を追加し、都道府県の財政力に応じて、国が実施する漁場整備事業に係る都道府県の負担を軽減することとする。